

第7日（平成18年12月8日 14時25分開議）

●一般質問（答弁）

斉藤守議員（子育て支援部長・市民生活部長・総務部長・財政部長、税務部長、原助役）

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 保育園の入園者と待機児の数を調べさせてもらいました。基準日は、待機児童数が最も少なくなる4月といたしました。平成14年が5,561人入園して、待機児が41人、15年が新しい保育園をつくるなど努力されて346人ふやしましたが、待機児は一気に160人にふえています。16年4月はまた370人受け入れをふやしましたが、待機児は192人にふえました。17年は受け入れをさらに141人ふやしましたが、待機児数は244人。今年度は入園者をさらに161人ふやしたところ、またまた過去最高の待機児数を更新して259人でした。

この5年間で保育園で受け入れる数を5,561人から6,579人と1,000人以上ふやしているのに、待機児数は毎年ふえて追いつきません。これは、過去の船橋が人口急増していた時代の話ではないのです。このままでは毎年保育園を5つぐらいつくり続けなければ追いつきません。保育園をつくれればつくるほど待機児がふえる傾向を市としてはどのように分析しておられるでしょうか、またその対応はどのように考えておられるか、お聞かせください。

次に、船橋市犯罪のないまちづくり条例について質問をさせていただきます。

市民のボランティアと行政の努力によって、市内の犯罪が県内でも際立って減少していることに心から敬意をあらわしたいと思います。そして今回その努力をより浸透させるために、市民とともにこの条例案をつくられたことに対して、画期的なことでもあり、素晴らしいことだと思う次第です。船橋市パブリック・コメント手続要綱にしたがって初めて市民の意見募集を行って条例案をつくったわけであります。

そして、市民に求める前に市民環境経済常任委員会に報告をいただいたわけですが、そのことが今回においても先番議員が行ったように、議案として議会に提出される前に、上程される前に一般質問での議論が行われることになりました。我々議員としてもより理解が深まったように思う次第です。

この議案は、3月議会において上程される予定ですので、内容についてはそのときにしたいと思いますが、ただ運用においてボランティアが強制にならないよう、ご配慮いただくようお願いいたします。

さて、事前に議会に報告をいただいたことで、我々議員はこれまでならば議案を見てから1～2週間で結論を得なければなりませんでした。この条例については半年かけて勉強することができます。大変よいことでもあります。

質問は、今回の条例案の今日までの作成過程というか、流れをお聞かせください。また、市民から条例に対する意見があったと思いますが、どのような意見があり、それを成案をつくる上でどのように反映させるのかをお聞かせください。

現在、議会では市の作成する計画について議決と報告を条例化しようということで、1年をかけて議論をしてまいりました。この議論の中で、パブリック・コメントを募る計画については事前に議会に報告をいただく方向で大多数の意見が集約しつつあります。この中では条例については触れていないわけですが、今後行われるパブリック・コメントを募る条例についても、今回の犯罪のないまちづくり条例同様に、事前に議会に報告をいただけるようお願いいたします。

市民から選ばれて行政を束ねる市長と、市民から選ばれ、政策を議決し、チェックする役割の議会と、行政を協働の形で支えながら、みずからその恩恵を受け、議会と市長に対してチェック機能を有する市民、この3者が情報を共有し、緊張関係を持って行われる市政、この三角関係が有効に機能することが望ましい地方自治だと思うからです。

それから、このパブリック・コメントという言葉ですが、この言葉、初めて議会で使われるようになってから1年近く立ちました。最近ではパブコメなどと言って略して使う人もおりますが、議会内ではやっと通じるようになってきたように思います。

しかし、この片仮名横文字、大多数の市民にとってはなじみのない言葉であります。国立国語研究所では、片仮名言葉の言いかえ例としてパブリック・コメントを意見公募としています。この意見公募という言葉であれば、だれでも、初めて聞いた人でもその意味することが理解できると思うわけです。行政が使う言葉は市民がわかりやすい日本語を使うべきと思うわけです。要綱も含めて改めるべきと思うのですが、ご答弁ください。

次に、カメラの問題です。

公共の場を写すカメラの問題は6月議会で指摘させていただき、この条例案でも配慮しているとのことですが、その6月議会の質問の過程で明らかになったのが、市自身が所有する防犯カメラが相当数あり、それぞれの担当部署で設置・管理しているということでした。そして、これに対する市の規則も要綱も何も決めていないということがわかりました。その後これに対する対応はどのようにされたのか、ご答弁ください。

以上、1問といたします。

[子育て支援部長登壇]

●子育て支援部長（土屋博保） 保育園の待機児童についてお答えいたします。

待機児童対策につきましては、先ほどご質問者ご指摘にもございましたように、本市の保

育行政の最重要課題として全力を挙げて取り組んでいるところであり、保育園の新設、既設保育園の定員の見直しなどにより、定員増を図ってまいりましたが、それを上回る保育需要の高まりにより、残念ながら待機児童数は引き続き増加傾向にある状況でございます。

今後、子供を産むことが可能な世代の人口が減少傾向となる見込みであることから、ほぼ横ばい傾向であった就学前児童数も減少傾向に転じることが予測されております。しかしながら、家計の一助として母親が働きに出ざるを得ない経済的な要因はさることながら、子育て支援の観点から、民間企業においても育児休業制度が浸透してきたこと、また就業構造が変化し、いわゆるパートや派遣などの求人が増加したことにより、主婦が働きやすくなったことなど、企業の受け入れ側の要因のほかに、離別による母子家庭が増加していること、母親が家庭において1人で育児に専念することへの母親自身の育児に対する不安感、孤立感、子供を保育園に預け仕事につくなどして、対外的、何らかの社会的かかわりを持ちたいという欲求などから、母親の育児に対する意識、価値観の多様化が進んだことなど、さまざまな要素が絡みながら、今後も子供を保育園に預けたいという保育需要は当面の間さらに伸び続けるものと予測しております。

このようなことから、今後も待機児童が多数発生する西部地域などを中心に、引き続き保育園の整備を行い、待機児童の解消に努めることが必要と考えております。

また、新設保育園の整備は、一般的に開園まで比較的長い時間を要することから、現に生じている待機児童の処遇に対する当面の対応策として、例えば事実上待機児童の受け皿となっている認可外保育施設を活用すべきという考えに基づき、東京都などでは独自にいわゆる認証保育所制度を導入し、一定の質を確保しつつ、認可外保育施設を認可保育所の補完的役割を担うものとして、待機児童対策を含めた保育施策の中に鋭意取り込んでおります。

本市におきましても、認可保育所による保育の実施を原則としつつも、認可外保育所施設に関連して何らかの施策を新たに実施することができないか、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

[市民生活部長登壇]

●市民生活部長（小川丈夫） 仮称船橋市犯罪のないまちづくり条例に関するご質問にご答弁申し上げます。

条例制定の流れと意見募集の結果についてでございますが、条例制定に際しましては、広く市民の皆様から、仮称船橋市犯罪のないまちづくり条例の骨子案に対する意見を募集するために、本年9月15日から10月16日までの約1カ月間の募集期間を設けたものでございます。

あわせて、市議会議長に申し入れ、代表者会議及び常任委員会の皆様にも条例説明資料をお示しし、説明したものでございます。

意見募集の結果ではございますが、電子メール、あるいはファクスにより、合わせて9件の貴重な御意見をいただきました。その内訳は、条例全体にわたるもの5件、用語の定義に関するもの1件、基本理念に関するもの2件、犯罪情報の共有に関するもの1件でございます。

また、その意見をどのように反映したかについてでございますが、1つ1つの意見に対し、市の考え方をお示しして、その結果をホームページ等で公表いたしました。これらの結果は11月に開催されました船橋市市民防犯推進協議会にも提示し、さらにご意見をちょうだいしたものでございます。

このように多くの意見をちょうだいしたことで、来年3月の議会定例会に上程すべく、現在条例最終案の作成に向け、参考とさせていただいているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

[総務部長登壇]

●総務部長（瀬上清司） 仮称船橋市犯罪のないまちづくり条例に関するご質問のうち、パブリック・コメントに係るご質問にお答えいたします。

本市におきまして、パブリック・コメントという表現を用いております理由といたしましては、平成11年3月に閣議決定されました規制の設定または改廃に係る意見提出手続の中で、この制度の趣旨を明確にするため、いわゆるパブリック・コメント手続という注釈を付して公表されておりますこと、また、本市より先にこの制度に関する要綱等を策定しておりました他市におきましても、パブリック・コメントの文言が使用されておりましたことなどから、一定の認識がなされているものと判断し、また他の一般的な意見募集手続との区分を図るため、この文言を使用したものでございます。

しかしながら、パブリック・コメントという言葉自体の市民への一般的な浸透度、認知度はまだまだ低いものと考えられますことから、広報や閲覧資料等への掲載に当たりましては、ご意見募集という表記を基本に、ご意見をお寄せくださいなどの日本語により掲載しており、パブリック・コメントという片仮名による表記は使用しておらず、市民の皆様にはわかりやすい表記に努めているところでございます。

また、要綱について名称を変更してはどうかというご提案でございますが、要綱は行政内部を対象としております。これまでの経緯から、行政内部におきましては、パブリック・コメントという表記が定着しておりますこと、またパブリック・コメントに該当しない他の意見募集手続との混同を避ける必要があることなどの理由により、現在この文言を使用しておりますが、国立国語研究所において言いかえ例が示されていることを踏まえ、変更を視野に入れ検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[財政部長登壇]

●財政部長（上村義昭） 所管事項についてご答弁申し上げます。

市庁舎を含めました公共施設に設置されている防犯カメラの台数は、本年6月の調査時点におきましては128台でございます。公共施設に設置しております防犯カメラ、監視カメラの運用基準につきましては、作成に向けて現在準備を進めているところでございます。

この基準につきましては、プライバシー等に十分配慮し、その目的、画像の保管管理、設置表示等に関して基準を設ける考えでございますが、先ほど市民生活部長が答弁いたしましたように、犯罪のないまちづくり条例とも整合性を図り、防犯・監視カメラの適正な運用基準を作成してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 ご答弁ありがとうございました。

こうして保育園をつくってもつくっても待機児がふえていくというイタチごっこ現象は船橋ばかりではなく全国的な傾向のようです。離別の増加や産業構造の変化、そして母親の育児に対する意識の多様化、子育てよりも社会に、外に出て仕事がしたいという母親の意識の変化が保育園希望者がどんどんふえている原因だというふうな分析だと理解いたしました。

昔、私の母などは、子供は神様からの預かり物だから大事に育てなければ罰が当たるなどと言ったものですが、今は、子供は社会の宝物と言って、言葉はきれいですが、だから社会が子供を育てる責任があるなどという風潮になってきているように感じられてなりません。

（「そうだ」と呼ぶ者あり）

昨年6月議会で話をさせていただきました家庭科の教科書の書き方でもご理解いただけたのではないかと思います。子供を育てる価値を教えるよりも、自分の生き方を追求し、子供は社会で育てましよう的な考え方が問題だと思うわけです。（発言する者あり）

また、現在行われている子育て支援や少子化対策などは大人のための支援や経済のための対策になっており、育てられる子供の視点からの子育て対策が欠けていると思います。もちろん、これだけ保育需要が出てきてしまったのですから、対症療法として当面は受け入れる場を何とかしなければならないでしょうが、このままいったら、極端ではありますが、子供ができれば行政が税金で育てて、親は経済労働にいそしみましようというふうな社会になってしまうのではないかと心配する次第です。

子供のいじめと自殺の問題は、今議会でも大勢の議員が取り上げました。問題として取り上げられなかったことにちょっと触れてみたいと思います。

自殺したい、また自殺したいほど追い込まれる、こんなことは1度や2度だれにでもあることだと思います。私も中学1年のとき3年生の不良に金を持ってこいと学校でおどされて、何

度も殴られ、また生意気だと言って殴られ、親にも言えず悩みました。解決に至った経過は別の機会でお話しさせていただきたいと思いますが、私が自殺を選択しなかった最も大きな理由は、母ちゃんが悲しむだろうと思ったからです。そして、母ちゃんに会えなくなってしまうんじゃないかというふうに思えたからです。また、親が身をもって守ってくれたからでもあります。自分を愛してくれている人がいる、また悲しむ人がいると信じられたら、自殺などできないのではないかというふうに思うわけです。

今回亡くなった子供たちの生育歴や直前の気持ちはわかりませんが、生まれて数カ月で保育園に預けられ、1日のうちに何人ものお母さん役の人からお乳を与えられたり、十分な抱っこもされず、泣いてもおっぱい放っておかれたのでは、母親に対する本当の信頼・愛情は生まれられないのではないかと思うわけです。

もちろん、大多数のお母さんたちはそのことであいた大きな親子の穴を一生懸命努力して埋めているということは承知しています。「三つ子の魂百まで」という日本古来からのことわざは、最近の脳医学では立証されています。3歳児神話などといって、親の愛の大きさを否定するのではなく、せめて子供が3歳になるまで、欲を言えば小学校から帰ってきたらお帰りなさいと言ってあげられるような、親子が密着した社会であってほしいと思うわけです。

母親が、あるいは母親に代わる特定の人が子供を育てることの価値を社会全体で認め、そのことに報いる社会であってほしいと思うわけです。もちろん、外で働きながら子育てを両立させているお母さんの、大多数の方たちの大変なご苦勞を認識しないわけでもないし、頭の下がる思いを持つものです。

市の職員は、平成14年から育児休業可能期間が最大3年とれるようになりました。約半数の人は2年から3年の休業をとっているようです。

さて、第2問ですが、保育園に子供を預けて仕事をして収入を得ている人には、保育のために子供1人につき毎年100万円近くの市の税金が保育園運営費として投入されています。しかし、子育てを自分でやっている人には3歳以降幼稚園に行った場合にかかる市の税金は1人に対して4~5万円です。（予定時間終了2分前の合図）

そこで、こうして子育てに専従している人の夫の給与に対して、市民税から子育て専従者控除をしてあげてほしいというのが私の願いです。税制課でお聞きすると、市民税の控除項目と金額は法律で決められており、変更できないということでした。変更するには国の所得税の控除の部分から変えなければならないということです。

そこで、市として、国に対して保育園を利用せずに子育ての専従者として努力している家庭に対して、個人事業主の青色申告で妻の貢献を専従者控除として認めているように、子育て専従者控除を導入してくれるよう働きかけていただきたい、というのが私の願いです。何か方法があるかどうかを含めてご答弁ください。

以上、第2問です。（発言する者あり）

[税務部長登壇]

●税務部長（寺崎昭久） 子育て専従者控除についてのことでございますが、まず所得控除につきましては、実際に課税されている所得をどうとらえるかということであり、納税者の担税力に応じた税負担を求めるために、納税義務者の個人的な事情を考慮して、総所得金額などの合計額から控除を行い、担税力の差異による負担の不均衡を調整するものでございます。

議員ご提案の、市として独自の子育て専従者控除の創設でございますが、住民税は所得税と軌を一としていることから、現状では難しいことと考えております。

しかしながら、今月5日に税制調査会において子育て支援に積極的な企業の税負担を軽減する子育て支援税制を来年度税制の大枠を決める2007年度の税制大綱の中で盛り込む方針を固めております。そして、個人向け税制で子育て世帯に対する減税措置は先送りの見通しではございますが、今後扶養控除の見直しや子育て家庭の所得課税の見直しが来年以降十分検討・審議されるものと思われまますので、その推移を見守ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

●議長（安藤信宏） 斉藤守議員、残り1分です。

[斉藤守議員登壇]

●斉藤守議員 今、政府の税制調査会の子育て支援税制の話が出ましたけれども、これは私が言っている子育て専従者控除とは似て非なるものなんです。（発言する者あり）私が言っているのは、母親が子育てに専従していることの価値を社会全体で認め、サポートしてこうということで、ゼロ歳や1～2歳の保育園に預けることにかかる税金のことを考えれば、こうした税金の恩恵にあずかっていない人たちについては、税金の徴収段階で優遇してもらいたいということなんです。市長、ぜひこういう問題を研究していただき、さまざまな場で国に対して働きかけをしていっていただきたいというふうに思います。

以上3問といたします。（「幼稚園に助成することも言ってみたら」と呼び、その他発言する者あり）

[助役登壇]

●助役（原宏彰） ただいまのご指摘の点につきましては、税制で対応するのがいいのか、あるいは市の支出の方で見た方がいいのかという点の一つあるかと思いますが、一つのお考えだということで受けとめさせていただきたいと思っております。

以上です。